

LPガス
人と地球にスマイルを

ちば炎の仲間

発行

一般社団法人千葉県LPガス協会広報委員会
〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-1
TEL 043-246-1725
FAX 043-243-6781
E-mail : chibalpg@chibalpg.or.jp
http://www.chibalpg@chibalpg.or.jp
毎月 10 日は保安の日

平成 28 年度第 4 回 定例理事会を開催

当協会では、去る 1 月 26 日 (木) の午後 3 時よりオークラ千葉ホテルに於いて、平成 28 年度第 4 回定例理事会を開催致しました。

理事会は、片岡副会長の開会の辞で開会し、会長から「料金の公表は、店頭表示する」こととした等のあいさつの後、県産業保安課菊池主幹からご挨拶をいただき、議事に入り、慎重審議の結果、議案は原案どおり承認され、金牧副会長の閉会の辞により閉会されました。

議題 1 液化石油ガス流通ワーキンググループ報告書の対応について (審議事項)

本件については、9 月定例支部長会において 12 月に出来る予定の「ガイドライン」を待って、その対応を行う方針となっております。資源エネルギー庁では、標題の対応を本紙右欄に掲載した通り対応しました。また、都市ガス小売り自由化に伴い、ガス事業法と液石法との整合性を図るための法改正が平成 28 年 6 月に行われました。

当協会の対応は、国の説明会を受け、流通委員会、保安委員会等の関係する委員会において議論の後、ブロック単位等での説明会を開催することとしました。

議題 2 執行理事 (各委員会) 報告について (報告事項)

定款第 26 条第 7 項の規定により担当執行理事から担当委員会報告が行われました。

なお、平成 29 年度事業は、原則 28 年度事業を踏襲するが、エネルギーの小売全面自由化を受けて LP ガス業界の在り方を調査研究し、業界の発展に資することを目指す事業を企画することが報告されました。

特に、議題 1 と議題 3 との兼ね合いからも関係委員会での審議は勿論、支部においても議論していただき、支部長会、理事会へ上程していただくこととし、慎重な審議を重ねることの報告をしました。

議題 3 今後の協会運営について (確認・審議事項)

去る平成 26 年 7 月 15 日に開催された理事会の議題 1 において、議論された内容であり、協会の財政難の打開策、エネルギーの小売完全自由化への対策等々に対しては、改めて、「協会の役割」「支部の役割」「会員の役割」を再度検討しながら、財政面については平成 31 年度位を目処に、具体的な事業は時宜を得た事業を行うという考え方・方針で協会運営をすることが確認されました。

議題 4 平成 28 年度千葉県内 LP ガス使用状況について

(報告事項)

例年、会報「ちば炎の仲間」の新年号 (第 206 号) に掲載している標記 LP ガス使用状況説明を行いました。

なお、本年度からは、一事業者当たりの消費者数分布を掲載しました。この資料を基に 12 月定例支部長会において、本日の議題 3 での各役割を検討する際に、5,000 戸以上のお客様に LP ガスを供給している会員が全供給戸数の 66% を越えていることから、当該会員の役割についても当該会員による検討会の場を設けることとしたことも報告しました。

液化石油ガス流通ワーキンググループ報告書の 対応について (資源エネルギー庁)

資源エネルギー庁では、液化石油ガスの料金の透明化等に向けた方策を検討するため、昨年 2 月に総合資源エネルギー調査会の下に「液化石油ガス流通ワーキンググループ」を設置し、昨年 5 月に同ワーキンググループによる報告書 (以下「WG 報告書」という。) がまとめられました。

資源エネルギー庁では、同報告書で示された対応の基本的方向性を示す具体的な措置を実施するために、平成 28 年 12 月 27 日に、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 (以下「液石法施行規則」という。) の一部を改正する省令案」等の制定 (案) を示し、平成 29 年 1 月 31 日までパブリックコメントが求められています。

WG 報告書で示された対応の基本的方向性を具体的な措置として実施するため、①「液石法施行規則」及び②「液石法施行規則の運用・解釈通達」の一部を改正 (平成 29 年 2 月中の公布、同年 4 月 1 日施行予定) するとともに、液化石油ガス販売事業者が液石法等の関係法令の遵守に加えて取り組むべき事項をまとめた③「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」を平成 29 年 2 月中の制定・施行を予定しています。

なお、詳細の説明会が平成 29 年 3 月 3 日に東京で開催される予定となっておりますので、それ以降に当協会においてもブロック単位等で説明会を開催する予定です。

主な改正事項等の概要は、次のとおりですが、その前提として液石法第 14 条第 1 項後段の「当該交付した書面に記載した事項を変更したときは、当該変更した部分についても、同様とする。」と規定されていることから、改正部分が現在、お客様に交付されている 14 条書面 (14 条書面を兼ねた契約書) に規定されていない部分は、その部分を書面にして一般消費者等に説明の上、お渡しし、その控えに署名・捺印することになると思われます。

次に、①②③についての簡潔な解説をします。

① 液石法施行規則の一部改正・② 液石法施行規則の運用・解釈通達の一部改正について

一般消費者等に対して、特に、賃貸型集合住宅等で自己の費用負担により空調設備等を設置し、その設置費用を液化石油ガス料金に含めて一般消費者等に請求する場合には、液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となるものを請求するときは、一般消費者等にその算定根拠 (「価格の算定方法」及び「算定の基礎となる項目」) を通知することを追加する。

すなわち、至極当然ではありますが、一般消費者等に支払を求める場合には、事前に 14 条書面に記載していなければ請求できないということです。

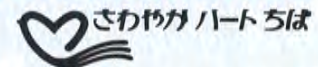
③ 液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針の制定

この指針は、WG 報告書にあった「ガイドライン」であり、上記①と②の事項のみならず、液化石油ガス販売事業者が遵守するためのガイドラインでありますので、そのことを十分に認識されることを望みます。

以上

業界最新情報は協会 HP の活動便りから!

お知らせコーナー 千葉県防災危機管理部産業保安課 保安対策室



本県の液化石油ガス保安行政の推進につきましては、日頃から御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

1 平成 28 年の液化石油ガス事故情報 (速報) について

(1) 液化石油ガス一般消費者等の事故

県内で発生した液化石油ガス事故は 5 件で、負傷者は 1 人 (軽傷) でした。

事故原因の内訳は消費者不注意が 2 件、器具不良が 1 件、その他が 1 件、原因不明が 1 件でした。事故の内容は以下のとおりです。

- ① 消費者の器具取扱いミスによる漏えい爆発 (負傷者 1 人)
- ② 燃焼器具の腐食・劣化による漏えい火災 (負傷者なし)
- ③ ガス栓とゴムホースの継ぎ目からの漏えい火災 (負傷者なし)
- ④ 地震又は地盤沈下による配管継手部からの漏えい (負傷者なし)
- ⑤ 消費者の器具取扱いミスによる漏えい爆発 (負傷者なし)

各販売事業者におかれましては、一般消費者等に対してガス使用時の注意事項の周知を行う、供給設備点検・消費設備調査等による設備の管理等を徹底するなど、類似の事故を防止するよう努めてください。

(2) 高圧ガス保安法 (液化石油ガス保安規則関係) の事故

県内で発生した高圧ガス保安法 (液化石油ガス保安規則関係) の事故は 1 件でした。事故の概要は、以下のとおりです。

液化石油ガスの配送事業者が、車両荷台の左側あおり板を閉め忘れて発進し、その先で右折したところ、積載していた容器 15 本が路上に転落しました。落下の衝撃により、容器 1 本のバルブが緩み、液化石油ガスが漏えいしました。

液化石油ガスを移動する際には、高圧ガス保安法に規定される技術上の基準に従って移動するよう、また運行前、運行後及び荷役時の点検を徹底するようお願いいたします。

(3) 高圧ガス保安法 (液化石油ガス容器の喪失・盗難関係) の事故

県内での液化石油ガス容器の喪失・盗難事故は 17 件で、前年より 3 件増加しました。

液化石油ガス容器盗難・喪失事故の発生場所としては、民家 (居住中) 7 件 (41.2%)、民家 (空家) 1 件 (5.9%)、公民館等 3 件 (17.6%)、事務所等 3 件 (17.6%)、その他 3 件 (17.6%) でした。

前年までと異なり、民家 (居住中) の盗難が多発しました。また、配管や高圧ホースを切断して持ち去るなど、悪質な案件が増加しています。販売事業者・保安機関におかれましては、より一層の巡回強化や顧客への注意喚起等の対策をお願いいたします。

2 液化石油ガス販売事業報告及び保安業務実施状況報告の提出について

液化石油ガス販売事業者及び保安機関は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 132 条の規定により、毎事業年度経過後三か月以内に事業所に関する事項を県産業保安課へ報告しなければなりません。

なお、平成 28 年 6 月 8 日付及び平成 28 年 12 月 27 日付の法改正に伴い、平成 29 年 7 月以降及び平成 30 年 4 月以降の保安業務実施状況報告書の様式が変更となりますのでご注意ください。報告書の様式は、県産業保安課ホームページの液石法に係る手続き又は一般社団法人千葉県 LP ガス協会ホームページの報告・申請書類からダウンロードしてください。

LP ガス料金の公表状況に関する実態調査について (経済産業省)

経済産業省では、WG 報告書に基づき、「LP ガス料金の公表状況に関する実態調査」を実施することになりました。調査事項 (案) は、右記のとおりです。

経済産業省から、LP ガス販売事業者に対しての標記実態調査への協力依頼文が一般社団法人全国 LP ガス協会を通じてありましたので、ご協力をお願い致します。

その内容は、次のとおりです。

いよいよ平成 29 年に入り、4 月には都市ガスの小売事業も自由化されます。昨年 9 月には、消費者団体の全国的な連絡組織である (社) 全国消費者団体連絡会が、100 社の LP ガス販売事業者を対象に料金公表状況等について調査を実施しましたが、こうした消費者サイドからの要請は今後益々強くなっていくものと予想されます。こうした状況の中、優れた特性を有する LP ガスが消費者から選択されるためには、業界一丸で、かつ率先して、消費者からの要望に真摯に答えていく必要があります。

昨年 2 月に資源エネルギー庁が 50 社の販売事業者に対し調査を行って以降、現在 100 社を超える事業者がホームページ等での標準料金の公表を行っておりますが、この度、公表の更なる加速化と今後の進展度合いのフォローアップに資するよう、資源エネルギー庁では、約 2 万社の全ての LP ガス販売事業者を対象として、LP ガス料金の公表状況に係る調査を実施することと致しました。

調査は、「一般財団法人エルピーガス振興センター」に委託し、各 LP ガス販売事業者から寄せられた回答は、集計の上、LP ガス業界全体の取組状況として一般に広く公表する予定です。また、前向きな取組を行っている事業者については、その取組を PR するために個社名を公表させていただくことも検討しています。

つきましては、上記趣旨を御理解の上、LP ガス業界が一丸となって料金透明化に向け真摯に取り組んでいるという姿勢を示すためにも、本調査への御協力をいただけますようお願い致します。

調査事項 (案)

経済産業省による調査票

LP ガス販売事業者の皆様にお尋ねします。

Q1 ホームページを持っていますか。
1. 持っている 2. 持っていない

Q2 Q1 で「持っている」方にお尋ねします。
ホームページで料金を公表していますか。
1. 公表している 2. 公表していない

Q3 Q1 で「ホームページを持っていない」かつ
Q2 で「公表していない」と答えられた方に伺います。
店頭で料金を公表していますか
1. 公表している 2. 公表していない

Q4, Q3 で「公表していない」と答えられた方に伺います。
Q5 今後、公表予定がありますか。
1. 公表予定がある 2. 公表予定はない

Q6 Q5 で「公表予定がある」と答えられた方に伺います。
公表時期はいつですか。
1. 本年 7 月まで 2. 本年以内 3. 来年中 4. 未定

Q7 Q6 で「未定」と答えられた方、または「公表を考えていない」という方は、その理由を下記にお書きください。

Q8 LP ガスの平成 27 年度の家計用販売量を記入してください。
[] トン
百 十 万 千 百 十

Q9 家計用向けの得意先戸数を記入してください。
[] 戸
十 万 千 百 十

担当者氏名を記載してください ()
ご協力ありがとうございました。

FRP 容器とレンタルファンヒーターでお客様を喜ばそう！

FRP 容器のリース販売を開始 八日市場瓦斯(株)鶴沢宜広代表取締役

エネルギーの小売は、本年 4 月から全面自由化されます。
 一般社団法人千葉県 LP ガス協会では、エネルギー業界の中での生き残り商材として FRP 容器を活用した販売を一昨年から検討しています。

この度、いち早く FRP 容器を用いた戦略を展開した八日市場瓦斯株式会社 (鶴沢宜広代表取締役) さんの取組をご紹介します。

協会の皆様、こんにちは！ 需要開発委員会担当副会長の鶴沢です。需要期の最中、皆様におかれましてはお忙しい毎日をお過ごしのことと存じます。

さて、千葉県 LP ガス協会が推し進めている FRP 容器が一昨年夏から本格的に導入されました。県内でも 3 箇所の充填所が FRP 容器への充填設備を稼働させております。3 年前の伊藤アドバイザー & リサーチの伊藤先生がこれからの LP ガス業界の取り組みの中で特に暖房需要と給湯需要を伸ばさなくてはならないと訴えておりましたが、暖房に関しての一つの解決策がこの FRP 容器にあると思います。まだ導入段階であり、15 年の使用期限や 3 年ごとの再検査、FRP 容器の価格など、コスト面が普及への課題としてはありますが、エネルギー自由化の波にのまれないためにも、早い段階の普及が必須だと考えます。

弊社では昨年 11 月より、FRP 容器とファンヒーターのレンタルを開始しました。ガスユーザーのサブ暖房としてご使用して頂いているのはもちろんですが、その他オール電化のお客様、飲食店のお客様、会議室など、「スイッチ一つですぐに温かくなる」と、様々な場面で大変喜ばれております。使用料も 1 ヶ月あたり 3000 円 ~ 5000 円とガスユーザー 1 軒分に相当し、ガス需要が年々減っていく中、弊社にとっても大変喜ばしい結果になっております。

また、ある会社さんからは、非常用在庫として持っておきたいという所も出てくるなど、まだ始めて 3 ヶ月ではありますが、とても好調な滑り出しとなっております。

まずは皆さん、ご自分のお店やご自宅でご使ってみてはいかがでしょうか。21 世紀の質量販売の良さが分かるとおもいます。そして、このカラフルで安全で温かいセットをお客様に勧めて

レンタル 大好評!!

プレミアムガス&ファンヒーター

オール電化住宅にも
 軽量でコンパクト
 クリーンで手間いらず
 イヤなニオイもありません

あったかあったか

お部屋のなかでも OK
 次世代の安心容器!

パワフル & スピーディ

ぼっかぼかあったか
 ガスファンヒーター

寒い朝、寒いキッチンに! スイッチオンであったか!!

セットレンタル月々 1000円 (税別)

数に限りがございますのでお申し込みはお早めに。

暮らしに幸せ運ぶ 八日市場ガス(株) お問い合わせ 0120-39-1363
〒289-2141 千葉県匝路市八日市場ハ891 TEL:0479-72-1363 FAX:0479-72-1373

頂ければ、喜んで頂けることは請け合いです。協会員一丸となって、攻める営業で、エネルギー戦国時代を切り拓いて参りましょう。ありがとうございます。

平成 28 年度 国家試験が終了 高压ガス保安協会千葉県試験事務所

高压ガス保安協会千葉県試験事務所は、平成 28 年 11 月 13 日 (日) に実施された高压ガス製造保安責任者試験及び高压ガス販売主任者試験と液化石油ガス設備士試験の合格発表を平成 29 年 1 月 5 日 (木) に行いました。

県内受付数は、3,073 名で昨年より 191 名減少、受験率は 89.4% で昨年より 0.7% 上昇し、合格率は、43.7% で昨年より 6.9% 上昇しました。この傾向は、全国的なものでした。全国の受付数は、54,530 名で昨年より 2,307 名減少、受験率は 89.5% で昨年より 0.7% 下降しました。合格率は、43.7% で昨年より 6.7% 上昇しました。

当該筆記試験及び技能試験の合格率等一覧表を次に掲載します。

試験の種類	科目の区分	全 国				千 葉			
		出願者数	受験者数	合格者数	合格 率	出願者数	受験者数	合格者数	合格 率
液化 石油 ガス 設備 士	筆記 全科目受験	1,913	1,762	968	54.94%	54	48	29	60.42%
	全科目受験	-	953	770	80.80%	-	29	29	100.00%
技 能	筆記免除	107	105	75	71.43%	0	0	0	-
	計	-	1,058	845	79.87%	-	29	29	100.00%
合 計	計	2,020	-	-	-	54	-	-	-

※ 全科目免除者に係る集計は除いています。

試験の種類	科目の区分	全 国				千 葉			
		出願者数	受験者数	合格者数	合格 率	出願者数	受験者数	合格者数	合格 率
乙 種 化 学	全科目受験	1,873	1,610	393	24.41%	213	193	39	20.21%
	科目免除	1,054	1,027	821	79.94%	159	155	113	72.90%
	計	2,927	2,637	1,214	46.04%	372	348	152	43.68%
丙種化学(液石)	全科目受験	3,467	2,910	389	13.37%	114	96	10	10.42%
	科目免除	1,606	1,595	1,452	91.03%	41	40	36	90.00%
	計	5,073	4,505	1,841	40.87%	155	136	46	33.82%
丙種化学(特別)	全科目受験	3,665	3,249	466	14.34%	188	169	25	14.79%
	科目免除	3,486	3,427	2,645	77.18%	255	250	179	71.60%
	計	7,151	6,676	3,111	46.60%	443	419	204	48.69%
乙 種 機 械	全科目受験	4,530	3,880	727	18.74%	360	317	55	17.35%
	科目免除	2,488	2,442	1,927	78.91%	199	198	143	72.22%
	計	7,018	6,322	2,654	41.98%	559	515	198	38.45%
第二種冷凍機械	全科目受験	3,848	3,014	910	30.19%	210	147	51	34.69%
	科目免除	1,311	1,281	1,118	87.28%	94	93	77	82.80%
	計	5,159	4,295	2,028	47.22%	304	240	128	53.33%
第三種冷凍機械	全科目受験	10,688	8,913	3,106	34.85%	527	424	141	33.25%
	科目免除	2,495	2,424	2,167	89.40%	185	181	164	90.61%
	計	13,183	11,337	5,273	46.51%	712	605	305	50.41%
第一種販売	全科目受験	2,266	2,031	994	48.94%	95	82	37	45.12%
	科目免除	585	576	544	94.44%	25	25	23	92.00%
	計	2,851	2,607	1,538	59.00%	120	107	60	56.07%
第二種販売	全科目受験	5,105	4,621	1,880	40.68%	201	180	83	46.11%
	科目免除	4,150	4,034	3,672	91.03%	153	150	137	91.33%
	計	9,255	8,655	5,552	64.15%	354	330	220	66.67%
合 計	全科目受験	35,442	30,228	8,865	29.33%	1,908	1,608	441	27.43%
	科目免除	17,175	16,806	14,346	85.36%	1,111	1,092	872	79.85%
	計	52,617	47,034	23,211	49.35%	3,019	2,700	1,313	48.63%

人もコウノトリも暮らしやすい 自然と共生する持続可能な地域づくり

野田支部 染谷 安則

コウノトリは、明治初期頃まではほぼ全国の湿地や水辺に生息していました。江戸時代の絵図には、利根川下流の中州にいるコウノトリが描かれ、我孫子市にある(公財)山階鳥類研究所に残されているコウノトリのはく製は、野田市から10km足らずの距離にある手賀沼付近で明治17年に捕獲されました。野田市内でも、「鴻ノ巣」という字名があり、コウノトリが棲んでいたという住民の口伝が記録に残されています。野田市内には、今でも多くの沼が市内各地に残されており、かつては周辺の河川も大きく蛇行して広大な湿地帯が広がっていたことから、野田市域もかつてはコウノトリをはじめとする多くの水辺の鳥が飛来、生育していたものと推測できます。

しかし、コウノトリは肉食の鳥であり、体重約4kg~6kgの体を支えるために1日約500g~1kgという多くの餌を必要とする生態系ピラミッドの頂点に立つ生物です。そして、採餌場所として「田んぼ」や「河川・湿地」を利用する鳥です。農薬や公害により食料の餌がなくなり野生のコウノトリは絶滅しました。

そこで、野田市では、“コウノトリの野生復帰”を通じて、生態系ピラミッドの頂点に立つコウノトリも生育できる、我々人間にとっても大切な生存基盤である豊かな自然環境と地域の経済・社会との調和による「持続可能な地域づくり」をめざしています。

そして、放鳥することにより野田市の生物多様性だけでなく、多くの地域・主体と連携をはかることによる、江戸川、利根川、利根運河の各流域、さらには渡良瀬遊水地や印旛沼・荒川といった関東広域における都市化の進行に伴う生態系の喪失に対する解決策として、貴重な水辺空間・緑地空間を保全・再生を目指す、水辺エコロジカル・ネットワークの形成へとつなげていきます。



現在は、3年間(平成27年度~平成29年度)試験放鳥によって、本格的な野生復帰に移行するかどうか検証しています。飼育しているコウノトリを公開、コウノトリ関係の展示を行っています。コウノトリを間近に見ることができます。是非、いらっしやってください。

「野田市こうのとりの里」

【場所】野田市三ツ堀369番地

【公開時間】10時~12時まで/13時~15時まで

【休館日】月曜日・年末年始(12月29日~1月3日)

(ただし、月曜日が祝日の場合は翌日)

【入場】無料

平成29年度LPガス関係予算(案)について

政府は、平成29年度予算(案)を公表しました。今後、国会に提出され審議し成立する予定となります。

具体的な予算執行の詳細は、今後各省庁で制度設定の予定です。我々LPガス販売事業者が利用できる予算を、一般社団法人全国LPガス協会からの資料を参考に以下に記しますので、参考にしてください。

資源エネルギー庁関係

1. 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

- ① 避難所、病院等に設置する災害対応型LPガスバルク(2/3・1/2補助 6.0億円)

2. 省エネ関係

- ① 民生用燃料電池(エネファーム)導入支援補助金(93.6億円)
- ② 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(672.6億円)

文部科学省関係

1. 学校の老朽化・施設整備等

災害用バルク他補助金(1,202億円)

環境省関係

1. エコリース促進事業

業務用：GHP、高効率給湯器(19億円)

2. 賃貸住宅における省CO2促進モデル事業

給湯、空調、照明等設備(35億円)

3. 先進対策の効率的実施によるCO2排出量大幅削減事業

GHP、エアコン、ヒートポンプ給湯器等(37億円)



年も申年から酉年へ変わり正月・初詣・成人の日と楽しく騒いで過ごしてから早くも一月が経ちました。

2月に入り、各地域毎に行事等が行われることと思います。一般的に2月の行事は、節分があります。各地の寺院では、豆まきが盛大に行われることでしょう。そもそも節分とは、季節の変わり目に邪気が生じると思われて、邪気を追い払う悪霊払いの儀式が行われます。節分の日は、毎年2月3日ですが、固定されているというのではなく太陽黄経の度数によって少しずつずれており、2月2日に節分が来たり、2月4日に節分がきたりといったことが起きてきます。ここ数年は、連続して2月3日に節

分が訪れているのは、ただの偶然で、これから20年もすると、2月2日に節分が数年置きに訪れるようになります。これは100年に一度ぐらいの周期での安定した節分の日付が今になっているというだけということです。

節分は、立春の前日です。節分に欠かせないのが、豆撒きです。邪気を追い払うため、古くから豆撒きの行事が行われています。鞍馬山の鬼が都を荒らすので、祈禱して鬼の穴を封じ、煎り豆で鬼の目をつぶし災厄を逃れたという伝説から始まったとも言われています。豆は、「魔目」の語呂合わせです。鬼の目に豆を投げつけて、鬼を滅ぼす。「魔滅」「穀物には、生命力・魔除けの呪力が備わる」等と言われています。

豆をまくときには、声を発します。然し、

鬼を祭神として祭る神社・寺院では、「鬼も内(鬼は内)」と発するそうです。豆撒きで使用した豆を自分の数(歳数+1)だけ食べると風邪をひかない、健康で過ごせる等の言い伝えがあります。皆様のご家庭では、豆を撒くのはどなたでしょうか?声は、大きく発生していますでしょうか?

「節分」とは、元来、季節の変わり目を表す言葉です。今年の暦に依りますと、以下のとおりです。

立春 … 2月4日、立夏 … 5月5日
立秋 … 8月7日、立冬 … 11月7日

斎藤 豊久 記

空家の充てん容器は必ず撤去しましょう!